



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 9 平成13年和歌山県告示第748号(和歌山県情報公開条例施行規則の規定による知事が定める法人)の改正 (総務課)..... 1
- 10 平成15年和歌山県告示第818号(和歌山県個人情報保護条例施行規則の規定による出資法人等)の改正 (")..... 2
- 11 七郷井土地改良区の定款変更の認可 (農業農村整備課)..... 2
- 12 県営土地改良事業計画の決定 (")..... 2
- 13 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課)..... 3
- 14 道路の区域変更 (道路保全課)..... 3
- 15 道路の供用開始 (")..... 4
- 16 道路の区域変更 (")..... 4
- 17 " (")..... 4
- 18 道路の供用開始 (")..... 5
- 19 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 5

○ 公安委員会告示

- 1 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施 5

○ 公告

- 二級河川古座川水系河川整備基本方針の策定 (河川課)..... 6

告 示

和歌山県告示第9号

平成13年和歌山県告示第748号(和歌山県情報公開条例施行規則の規定による知事が定める法人)で告示した知事が定める法人を次のように改正する。

令和元年5月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 公益財団法人和歌山県国際交流協会
- 一般社団法人和歌山県私学振興基金協会
- 公益財団法人和歌山県人権啓発センター
- 公益社団法人和歌山県青少年育成協会
- 公益財団法人和歌山県救急医療情報センター
- 公益財団法人わかやま移植医療推進協会
- 公益財団法人和歌山県民総合健診センター
- 公益財団法人わかやま産業振興財団
- 一般財団法人和歌山県勤労福祉協会
- 公益財団法人和歌山県農業公社
- 一般社団法人わかやま森林と緑の公社
- 公益財団法人和歌山県栽培漁業協会

公益財団法人和歌山県下水道公社
公益社団法人畜産協会わかやま
公益社団法人和歌山県観光連盟

和歌山県告示第10号

平成15年和歌山県告示第818号（和歌山県個人情報保護条例施行規則の規定による出資法人等）で告示した知事が定める法人を次のように改正する。

令和元年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

公益財団法人和歌山県国際交流協会
一般社団法人和歌山県私学振興基金協会
公益財団法人和歌山県人権啓発センター
公益社団法人和歌山県青少年育成協会
公益財団法人和歌山県救急医療情報センター
公益財団法人わかやま移植医療推進協会
公益財団法人和歌山県民総合健診センター
公益財団法人わかやま産業振興財団
一般財団法人和歌山県勤労福祉協会
公益財団法人和歌山県農業公社
一般社団法人わかやま森林と緑の公社
公益財団法人和歌山県栽培漁業協会
公益財団法人和歌山県下水道公社
公益社団法人畜産協会わかやま
公益社団法人和歌山県観光連盟

和歌山県告示第11号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、七郷井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和元年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第12号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業稲妻池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求

に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和元年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和元年5月13日から同年6月7日まで
- 3 縦覧場所
和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、西牟婁振興局農林水産振興部農地課及び田辺市農林水産部農業振興課

和歌山県告示第13号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和元年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市下川下字芝垣内1428番1地先から同市下川下字芝垣内1429番1地先まで	旧	6.30 ） 16.50	150.90	

同上	新	8.50 } 17.40	150.90	
----	---	--------------------	--------	--

和歌山県告示第15号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 田辺市下川下字芝垣内1428番1地先から同市下川下字芝垣内1429番1地先まで

供用開始の期日 令和元年5月10日

和歌山県告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 興加茂郷停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市下津町小南字下通り130番5地先から同市下津町小南字下通り135番5地先まで	旧	9.73 } 10.90	68.82	
同上	新	10.74 } 16.36	68.82	

和歌山県告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

日高郡日高川町大字大又字槇谷 236番3地内	旧	18.00 } 35.98	41.11	
同上	新	19.28 } 61.29	41.11	

和歌山県告示第18号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年5月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 御坊中津線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字大又字槇谷236番3地内

供用開始の期日 令和元年5月10日

和歌山県告示第19号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和元年5月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3459	紀の川市貴志川町上野山字 神ノ垣内16番3の一部、17 番1の一部、17番2の一部、 18番の一部、水路	和歌山市太田二丁目8番11 号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田武弘	平成 31.4.23	6.00	73.86

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第1号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和元年5月10日

和歌山県公安委員会委員長 溝端 莊 悟

1 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（準中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二）	技能検定に関する技 能及び知識		

技能検定員審査（牽〔けん〕引） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）		令和元年6月26日（水）から同月28日（金）まで、同年7月1日（月）及び同月4日（木）	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（準中型） 教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大自二） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（牽〔けん〕引） 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種） 教習指導員審査（普通二種）	教習に関する技能及び知識		

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

令和元年5月27日（月）から同年6月3日（月）までの毎日（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書（申請場所で所定の用紙を交付する。）

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの）1枚

(4) 技能検定員及び教習指導員審査手数料

審査の種類ごとに和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）で定める金額

3 審査についての問合せ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課講習・教習所係（電話073-473-0110 内線364）

公 告

二級河川古座川水系河川整備基本方針の策定の公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、二級河川古座川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部総務用地課においてこれを公表する。

令和元年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸